

4 年度 事務事業評価シート

事務事業名	中心市街地活性化推進事業		会計名称	一般会計		担当課	商工観光課	
			予算科目	7 款 1 項 6 目	事業番号	3340	所属長名	岡井隆治
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	福岡潤	
法令根拠等	中心市街地活性化法					実施期間	【開始】	令和／平成 18 年度
総合計画での位置付け	産業振興都市の創造						【終了】	令和 年度(予定) ■ 設定なし
	活力ある商業・工業の振興							
総合計画における本事業の役割	中心市街地の衰退の象徴たる商店街の衰退を食い止めるために、さまざまな施策を行う。							
事業の対象	市民・市内商工業者・伊予商工会議所・伊予市商業協同組合				事業の目的	魅力ある商店街を目指して、まちづくり3法の改正に伴う中心市街地活性化基本計画の策定を視野に入れて、事業内容等について伊予商工会議所、商業協同組合、(株)まちづくり郡中等が核となって、中心市街地の活性化を図る。		
事業の内容 (整備内容)	J R伊予市駅前街の交流拠点『町家』を核とした、中心市街地の活性化（商店街の賑わいの回復）及び市街地の整備・改善。お年寄りに優しい町づくりモデル事業の推進。新規創業者への支援。				昨年度の課題に対する具体的な改善策			

事業費及び財源内訳(千円)							事業活動の実績(活動指標)							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
財源内訳	直接事業費	2,021	2,071	1	0	0	2,037	いっぶく亭事業実施回数	事業	13	12	6	14	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
	県支出金	0	0	0	0	0	0							
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	2,021	2,071	1	0	0	2,037	来良夢利用回数	回	107	108	52	107	
職員の人工(にんく)数	0.00	0.02				0.01								
1人当たりの人件費単価		7,841	7,794				7,794	商店街店舗数(年1回調査)	店舗	85	85	-	85	
※ 直接事業費+人件費		2,021	2,227				2,115							
主な実施主体		伊予市商業協同組合・(株)まちづくり郡中		実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)		補助金(2,009千円)								
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
						2,047	2,047	2,047	2,047	2,047	10,235			
成果指標	指標	商店街の空き店舗数	単位	⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度				
			件		目標	40	40	40	40					
	指標設定の考え方	中心商店街のコミュニティ形成のためには、空き店舗数の減少が地域の再生に繋がると考えるため。	実績		35	32								
			指標で表せない効果											

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況 (今年度の途中経過)											
事業評価	自己判定 (担当責任者)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	3	合計点が	B	事業成果・工夫した点 事業の苦労した点・課題	中心市街地商店街を訪れた方が休憩を兼ねて地域の魅力を知ることができる交流施設の運営に合わせ、郡中の様々な魅力や個人商店の魅力を紹介するための情報発信活動などに対して補助するとともに、関係者と適切に情報交換を行った。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	3	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	3	合計点が	A		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。	3						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	3	合計点が	B		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			コスト効率	5 4 3 2 1 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。	3						
	一次判定 (所属長)	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 概ね、施策の目的に沿った事業である。 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。	4	合計点が	A	事業の方向性 所屬長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 ☐ 事業縮小と判断する ☐ 事業廃止と判断する (判断の理由) 商店街の存続のため、今後も必要と判断する。		
			社会情勢等への対応	5 4 3 2 1 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	4	14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D					
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。	3						
		有効性	事業の効果	5 4 3 2 1 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。	3	合計点が	A		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			成果向上の可能性	5 4 3 2 1 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。	4						
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながない。 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。	4						
		効率性	手段の最適性	5 4 3 2 1 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。	3	合計点が	B		14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D		
			コスト効率	5 4 3 2 1 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。	3						
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。	3						

施策を踏まえた判断	二次判定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容

今後の方向性 (ACTION)

の経営最終者判断議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☒	現状のまま継続する。	
	☐	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	